

登録教習機関の登録業務の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 23 条の 2 の規定に基づき「業務の休止」の届け出があったので、同省令第 25 条の 3 第 2 項により下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	ハイドロテック株式会社
登録教習機関の住所	埼玉県蓮田市駒崎 1765 番地 10 号
代表者職氏名	代表取締役 伊藤 睦
事務所の名称	ハイドロテック技能講習センター
事務所の所在地	埼玉県蓮田市大字閨戸 3948-4
休止する技能講習	第 334 号 フォークリフト運転技能講習
休止期間	令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日

令和 7 年 5 月 2 日

埼玉労働局長

